

香川大学看護学雑誌投稿規定

1. 名 称

本誌は香川大学看護学雑誌（英文誌名：Nursing Journal of Kagawa University）とする。

2. 刊 行

原則として年1回定期的に発行する。

3. 内 容

看護とその関連分野で、未発表のものに限る。

4. 種 類

総説、原著、報告、その他編集委員会が適當と認めたものとする。

1)総説とは、特定のテーマについて知見を多角的に集め、また文献等をレビューし、総合的に概説しているものをいう。

2)原著とは、研究が独創的で、新しい知見・理論を論理的に示しているものをいう。

3)報告とは、原著論文ほどまとまっているが、研究として意義が認められるものをいう。

4)その他には、症例報告・調査報告・資料など、結果の公表に意義が認められるものが含まれる。

5. 投稿資格

以下のいずれかに該当すること。

1)本学看護学科の教員であること。

2)本学看護学科の臨床教授・臨床准教授であること。

3)共著者に、本学看護学科の教員、または本学看護学科の臨床教授・臨床准教授が含まれていること。

4)その他、編集委員会が認めた者であること。

6. 投稿要領

1)投稿に関して、筆頭著者の論文は一編に限る。

2)和文論文に限る。

3)原稿はワードプロセッサを用いて作成し、図・表などを含め、A4版刷り上がり10頁以内とする。800字詰原稿用紙3枚が刷り上り1頁に相当する。図表を仕上がり寸法（原版の2/3で大まかに見積る）で、A4サイズの用紙に配置した場合に必要となる頁数を10から差し引いた頁数に、2400字を乗じた数が本文及び引用文献に使用できる文字数になる。論文は投稿書式を参照して作成する。

4)原稿は、新かなづかいを用い、原則として常用漢字とする。句読点は「、。」を用いる。

5)単位は、原則としてSI単位とする。特殊な単位を用いるときは、簡単な説明を加える。

6)外国の固有名詞（人名、地名など）は、原語のまま、またはカタカナ表記とする。

7)略語は、論文にしばしば繰り返される語に用いて差し支えないが、初出の時には完全な用語を用い、その後略語を用いることを明記する。

8)論文には、論文題目、著者名、所属および連絡先を、日本語および英語で記載した表紙をつける。著者の所属が異なる場合は、氏名の右肩に1, 2, 3の様に記し、著者の所属を1, 2, 3順に記載する。

9)論文には、内容の要点が理解できるように800字以内の和文要旨と300語以内の英文サマリーをつけ、それぞれの下に3～5個のキーワードをつける。

10)論文の構成は、原則としてはじめに（緒言・序論）、目的、方法、結果、考察、結論、文献を含む。項目分けは、
1. 2. . . . , 1) 2) , ①②. . . . の区分とする。

11)図（写真を含む）・表には、図の下に図1、表の上に表1などの番号をつけ、A4版用紙1枚に1図、1表とし、本文とは別に一括する。図の説明は、別紙に一括して記載する。図などは明瞭そのまま印刷できるもの（縮小する場合には、縮小率を記入する。）を1部とコピーを3部作成する。また図・表の挿入希望場所は、本文原稿右欄外に朱書きで図1などと記入する。図・表は、白黒に限らず、カラーの使用も可能である。

12)文献は引用文献のみとし、本文の引用箇所の肩に1), 1, 2), 1～4) など番号で示し、本文原稿の最後に一括して引用番号順に記載する。同じ論文は同じ引用番号を用い、前掲という表現は用いない。文献の著者が3名までは全員、4名以上の場合は最初の3名を記し、それ以上は他またはet al.とする。雑誌などの略名は、和文誌は医学中央雑誌に、英文誌はINDEX MEDICUSおよびINTERNATIONAL NURSING INDEXに従って記載する（雑誌所定のものがあればこれを用いる）。電子文献の引用は、印刷媒体として入手不可能なもので、官公庁および各大学からWeb上に公開されたものに限る。

文献の記載方法は以下の例示を参考にする。

①雑誌の場合…著者名：表題名、雑誌名、巻（号）、頁-頁、発行年（西暦）。

1)香川花子、三木太郎、高松幸子、他：冠状動脈バイパス術を受ける患者の援助プログラムの開発に関する研究、○○大学看護学雑誌、5(1), 36-44, 2000.

2)Adams, E., Wilson, A. and Harrison, D.C.: Development of baccalaureate nursing education programs, Nursing Education, 8(10), 524-530, 2002.

②単行本

・单著の場合…著者名：書名（版）、頁-頁、発行所、発行年（西暦）。

3)香川花子：糖尿病患者の患者指導マニュアル（第2版）、102-121、○○書院、2001.

- 4) Smith, S.: Patient Education (2nd ed.), 122-146, Lippincot-Publishers, 1996.
- ・分担執筆の場合…著者名：表題名，編集者名（編），書名（版），頁-頁，発行所，発行年（西暦）。
- 5) 高松幸子：地域住民の健康支援システムの理論的背景，香川花子（編），保健活動の実践と理論（第3版），44-62, ○○社, 2001.
- ③訳本の場合…原著者名：原書名（版），発行年（西暦），監訳・訳者名，書名，頁-頁，発行所，発行年（西暦）。
- 6) Johnson, M.: Nursing Research (2nd ed.), 1999, 香川花子監訳, 高松幸子, 三木太郎訳, 看護研究（第2版）, 368-416, ○○書院, 2002.
- ④電子文献の場合…著者名：タイトル，アドレス，入手年月日
- 7) Takamatsu city: Plan of social welfare and public health for the elderly, http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/file/33_L15_koureikajyoukyou.pdf, 2008/12/12.
- 13) 英文は、英語を母国語とする専門家によるネイティブ・チェックを受ける。初回原稿提出時にはネイティブ・チェックを受けておくが、証明書の提出は必須ではない。
- 14) 投稿書式は、以下の通りとする。
- ①A4版紙は縦置きとし、左20mm, 右50mm, 上30mm, 下25mmの余白をとり、横書きで作成する。
 - ②本文および要旨とも、1行30字、40行（1頁1200字）を標準とする。数字及び英字は原則として半角とする。
 - ③字体は、和文については明朝体11ポイント、英文についてはTimes体12ポイントを標準とする。
 - ④本文の最下段中央にページ番号を記入する。

7. 著者資格

著者とは、投稿原稿に重要な知的貢献をした者とし、研究の着想、デザイン、データの入手、分析、解釈に重要な貢献をしていることに加え、投稿原稿の作成に関与し、内容について責任を負い、研究への十分な参画をしていることとする。複数の著者による研究の場合、各著者の研究における役割について、論文の末尾に著者名をイニシャル標記により明記する。著者資格の基準を満たさない研究貢献者は謝辞の項に記載する。

例) ABおよびCDは研究の着想およびデザインに貢献；EFは統計解析の実施および草稿の作成；GHは原稿への示唆および研究プロセス全体への助言。すべての著者は最終原稿を読み、承認した。

8. 利益相反

著者全員の研究内容に関係する企業・組織または団体との利益相反状態について、論文内に明記する。

9. 著作権

著作権は香川大学看護学雑誌編集委員会に帰属する。それに伴い著者らは、掲載論文がインターネット上の学術情報データベースにおいて、オープンアクセスで公開されることを許諾したものとする。

10. 投稿締切日

原稿は、投稿締切日までに3部を編集委員会宛に提出する。

11. 原稿提出先

原稿は、封筒の表に「香川大学看護学雑誌原稿」と朱書きし、下記に書留郵送する。

〒761-0793 香川県木田郡三木町池戸1750-1

香川大学医学部看護学科内

香川大学看護学雑誌編集委員会委員長宛

12. 査読

投稿原稿は、すべて査読する。なお、査読者は編集委員会が依頼する。

13. 採否

投稿原稿の採否は、査読者の意見を基に、編集委員会が決定する。

また、著しく投稿規定に沿っていない論文については、不採用とすることがある。

14. 掲載決定後の原稿提出

投稿者は、プリントアウトした原稿2部とCDあるいはUSBメモリーを編集委員会に提出する。論文1編につき1枚のCDあるいはUSBメモリーを使用する。図表の用紙には最上段に筆頭者の氏名を記入する。CDあるいはUSBメモリーには、論文名、筆頭者名、WindowsかMacintoshかの区別、ファイル名、図表の場合はファイル名と作成ソフト名を記載したラベルを貼付する。なお、提出された原稿およびCDあるいはUSBメモリーなどの記録媒体は原則として返却しない。

また、原稿提出の際に、ネイティブ・チェックの確認書もしくは証明書と著作権譲渡同意書を併せて提出する。ネイティブ・チェックの確認書もしくは証明書は、最終原稿の英文要旨に対するものとする。著作権譲渡同意書は、代表著者が責任をもって共著者の著作権譲渡同意を確認したうえで、所定の様式のものに代表著者が自筆で署名して提出する。

15. 校正

著者校正は再校までとする。校正の際の加筆・削除は、原則として認めない。

16. 経費負担

1)掲載料は、経費の一部を徴収することがある。

2)編集委員会は、別刷りを印刷しない。筆頭著者にはデータからの印刷を許諾し、その費用は著者の自己負担とする。

3)その他、写真を掲載する場合は、別途請求する。

17. この規定は、平成9年10月1日より発効する。

- 付則 1) 平成10年6月5日一部改定実施する。
2) 平成11年5月26日一部改定実施する。
3) 平成12年5月30日一部改定実施する。
4) 平成15年5月30日一部改定実施する。
5) 平成16年5月13日一部改定実施する。
6) 平成17年6月1日一部改定実施する。
7) 平成20年6月3日一部改定実施する。
8) 平成21年6月1日一部改定実施する。
9) 平成24年6月27日一部改定実施する。
10) 平成27年6月10日一部改正実施する。
11) 令和元年5月8日一部改訂実施する。
12) 令和2年4月8日一部改定実施する。